

議案第 35 号

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 3 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

個人番号カードを利用して、専用端末機で印鑑登録証明書の交付申請を可能とするとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市印鑑条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市印鑑条例(平成6年羽曳野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「き損」を「毀損」に改める。

第8条第1項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第12条第1項中「印影」を「印影の写し」に改め、同条第2項中「磁気テープ等」を「電子計算機」に改める。

第13条第1項中「提示して」を「添えて」に改める。

第14条の見出し中「多機能端末機」の次に「等」を加え、同条中「をいう。）」の次に「又は専用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

羽曳野市印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>毀損</u>、摩滅等により印影が不鮮明なもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証が著しく<u>毀損</u>し、又は汚損したときは、その印鑑登録者又はその代理人は、当該印鑑登録証を添えて市長に印鑑登録証の引替交付の申請をすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録原票に登録されている<u>印影の写し</u>について証明する。</p> <p>2 前項の規定による証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を<u>電子計算機</u>を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を<u>添えて</u>、市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)又は<u>専用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された本市が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。)</u>に行政手続における特定の個人を識別するための</p>	<p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>き損</u>、摩滅等により印影が不鮮明なもの</p> <p>(6)・(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第5条～第7条 省略</p> <p>(印鑑登録証の引替交付)</p> <p>第8条 印鑑登録証が著しく<u>き損</u>し、又は汚損したときは、その印鑑登録者又はその代理人は、当該印鑑登録証を添えて市長に印鑑登録証の引替交付の申請をすることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 市長は、印鑑登録原票に登録されている<u>印影</u>について証明する。</p> <p>2 前項の規定による証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を<u>磁気テープ等</u>を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第13条 印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を<u>提示して</u>、市長に申請しなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの読み込ませること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</p>

番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの情報を読み込ませること及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

以下省略

(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書の暗証番号を照合することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。

以下省略